

茨城県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。)又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「特定実施計画」という。)の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。)、**「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」**(令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。)、**「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」**(4環バ161号。以下「ガイドライン」という。)及び**「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」**(以下「県基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画及び特定実施計画(以下「実施計画等」という。)の認定

1 認定対象となる者

(1) 実施計画認定

法第2条第4項及び県基本計画に基づく環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者又はその組織する団体

(2) 特定実施計画認定

法第2条第4項及び県基本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者又はその組織する団体

2 実施計画等の作成及び申請

(1) 認定を受けようとする者(以下「認定希望者」という。)は、実施計画(別記様式第1号)又は特定実施計画(別記様式第2号)を作成し、実施計画等その他必要な書類を添付した認定申請書(別記様式第3号又は4号)を第6の申請先へ申請するものとする。

(2) (1)の実施計画等の作成に当たっては、事前に県(以下ア、イ)と技術的な検討等を行うこととする。

ア 耕種・畜産・林業

農林事務所の経営・普及部門、地域農業改良普及センター、畜産振興課又は林業振興課

イ 漁業

本庁漁政課

3 実施計画等の認定

知事又は農林事務所長（以下「知事等」という。）は、実施計画等の提出があったときは、法第 19 条第 5 項及び法第 21 条第 5 項、基本方針、ガイドライン及び県基本計画に基づき認定審査を行い、適当と認められたときはこれを認定するものとする。

4 関係機関との協議等

（1）農林水産大臣

知事等が実施計画等の認定を行う場合において、法第 19 条第 6 項、法第 21 条第 6 項第 1 号、同項第 3 号又は同条第 12 項の規定により農林水産大臣へ協議する場合、知事等は、別記様式第 17 号、別記様式第 18 号又は別記様式第 20 号により（農林事務所長にあっては、知事を経由の上）、農林水産大臣に協議するものとする。

（2）農業委員会

知事等が特定実施計画の認定を行う場合において、法第 21 条第 13 項の規定により農業委員会へ意見を聴く場合、知事等は、別記様式第 21 号により、当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会に照会するものとし、農業委員会は、別記様式第 22 号により回答するものとする。また、知事等が農業委員会へ意見を聞く場合には、市町村にも情報共有を図るものとする。

（3）関係市町村

知事等が特定実施計画の認定を行う場合において、法第 21 条第 17 項の規定により関係市町村長へ意見を聴く場合、知事等は、別記様式第 5 号により、関係市町村長全てに照会するものとし、関係市町村長は、別記様式第 6 号により回答するものとする。

（4）株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）

知事等は、農業改良資金及び畜産経営環境調和推進資金の貸付を含む実施計画等を受理し、又は事前の相談を受けた場合には、公庫との情報共有を図るとともに、認定希望者に対して公庫への相談を行うよう助言及び指導に努めるものとする。

5 認定の通知

- (1) 知事等は、2、3、4により実施計画を認定したときは、認定希望者に対し認定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。
- (2) 知事等は、特定実施計画を認定したときは、認定希望者に対し認定通知書（別記様式第8号）、関係市町村長に対し別記様式第9号、農林水産大臣に対し別記様式第10号（法第21条第3項第2号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項又は同条第4項第2号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項が実施計画に記載されているものに限る。）により、それぞれ通知するものとする。
- (3) 認定しなかった場合においては、別記様式第11号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

6 実施計画等の変更等

- (1) 法第20条第1項又は第22条第1項の規定に基づき、認定を受けた者が当該認定にかかる実施計画等を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第12号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、規則第9条又は第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第13号）その他必要な書類を添付するものとする。
- (2) 実施計画の変更の認定審査に当たっては、3、4、5の手続を準用する。
- (3) 法第20条第2項又は第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農業者が認定計画の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、別記様式第14号により、届け出るものとする。

7 認定の取消し

- (1) 知事等は、認定を受けた実施計画等に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の取組を行っていないと認めるときには、法第20条第3項又は第22条第3項の規定により、その認定を取り消すことができる。
- (2) 認定の取消しを行ったときは、認定計画取消通知書（別記様式第15号）を認定者に通知するものとする。

第3 認定希望者に対する支援

第2の2（2）の県は、認定希望者に対して実施計画等の作成にあたっての指導及び助言を行うとともに、実施計画等の達成を促進するため、市町村や農業協同組合、その他関係団体等と連携して技術指導に努めるものとする。

第4 実施状況報告

実施計画等が認定されたもの（以下「認定者」という。）は、別に定める期日までに、様式第16号により知事等に実施計画等の実施状況について報告するものとする。

第5 告 発

知事は、認定者に対し、第4の報告を求めても報告がない場合若しくは虚偽の報告をした場合は、当該認定者を告発することができる。

第6 書類の申請先

（1）耕種・畜産・林業

実施計画等の対象農地等が所在する市町村（当該計画の対象農地が2以上の市町村に所在する場合は、対象農地等の面積が最も多い市町村。）を管轄する農林事務所長。

（2）漁業

知事（農業政策課）

第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月3日から施行する。
令和5年5月31日一部改正。